

森町公立幼稚園のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 森町における幼児教育の現状、多様化する保護者のニーズ、地域の実情及び教育・保育の需要動向等を踏まえ、今後の中長期的な森町公立幼稚園（以下「幼稚園」という。）のあり方について検討するため、森町公立幼稚園のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 幼稚園における幼児教育の質の確保に関すること。
- (2) 幼稚園の運営上の最低基準の設定に関すること。
- (3) 幼稚園の再編等の方針に関すること。
- (4) 幼稚園の認定こども園化に関すること。
- (5) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園の保護者を代表する者
- (3) 児童福祉施設及び学校関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

(会長)

第5条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集するものとする。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 検討会は、第2条に規定する事務について、検討した結果を町長に報告する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。